

本方針は、いじめ問題の根絶を目的に策定するものである。

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

子どもが一定の人間関係にある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（含むインターネット）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるもの

(2) いじめの理解

いじめとは、卑怯な行為であり許されない。どの子どもにもどの場所でも起こりうるもの。見ようとしなければ見えないもの。加害も被害も両方を経験する場合があること。

いじめ問題は集団の構造（加害と被害、はやし立てる、見て見ぬふり）に関わる。被害者に問題があるという考えでは解決しない。

(3) いじめの解消二つの要件

①加害行為が少なくとも3カ月以上停止している。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

(4) いじめ防止のための組織「寺内小学校いじめ対策委員会」

①成員

教員（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年部、養護教諭等）、カウンセラー、学校運営協議会委員、学校医等。他必要に応じて参集。

②取組

基本方針策定や見直し、日常情報の共有、対応方針の決定、対応状況確認

2 未然防止のための取組

(1) 一人ひとりの「笑顔がかがやく」太陽の学校の創造

①笑顔がかやく教師が模範となり子ども同士をつなぐ

②学校教育目標具現化

③自分のよさに気づき、夢を育むキャリア教育の推進

(2) 自己有用感を高める学級・学年経営

①個性を認め合い、磨き合う学級・学年づくり

②日常的にいじめ問題に触れることでいじめを許さない風土づくり

③ソーシャルスキルを育てる機会の設定

(3) 家庭地域と連携した道德教育

①積極的な情報提供（参観日の道德授業公開、学習内容を学年通信でお知らせ、こころの木の掲示）

②学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間における体験活動の充実

(4) 確かな学びを育む学習指導の充実

①基本的学習習慣定着のための研究の重点、月別「学習のめあて」の共通実践

②生徒指導4機能（自己決定、自己存在感、共感的人間関係、安全・安心な風土の醸成）を生かした日常の授業

(5) 信頼関係を築き、子どもの心に寄り添う生徒指導の充実

①子どもの生活の把握と一人ひとりに即した対応

- ②いじめ問題の研修による共通理解と共通実践
- ③特別な配慮を要する子どもへの理解啓発の推進
- (6) 子ども主体の活動
 - ①縦割り班異学年交流活動「寺内キッズ」の充実
 - ②代表委員会主催「みんなでつながる心の集会」
 - ③「こころの木」の掲示
 - ④自発的な委員会活動の充実

3 いじめ早期発見の取組

- (1) 生活調査と個人面談
 - ①「サンキッズアンケート」(5年QUアンケート)の実施と結果活用の個人面談
 - ②随時の個人面談
- (2) 休み時間や地域巡回での指導
 - ①長休みや昼休みのホール・体育館・グラウンドの巡回指導
 - ②年度当初や長期休みの地域巡回
 - ③児童センター訪問による情報共有や連携
- (3) 教職員の共通理解
 - ①年3回の「子どもを語る会」による子どもの様子や変容についての情報交換や対応
 - ②毎月の生徒指導部会や職員会議における共通理解
 - ③日常の事案における確実な事実確認と適切な指導、迅速な情報共有
- (4) 家庭との連携
 - ①4月地域巡回と7月・12月個人面談による実態把握や情報交換
 - ②校報・学年通信・HP、連絡帳・電話・家庭訪問・教育相談による相互理解
- (5) 教育相談体制の整備と周知
 - ①学級担任以外の教員による相談
 - ②スクールカウンセラーの活用
 - ③公的機関における相談窓口の周知
- (6) インターネットによるいじめ対策の研修
- (7) 管理職への早急な報告・連絡・相談と「寺内小いじめ対策委員会」での情報共有

4 いじめへの組織的対応の要点

- (1) 全職員による対策の検討と的確な役割分担
- (2) 迅速な実態把握と毅然とした態度による適切な指導・支援
- (3) いじめのあった集団へのチームでの指導・支援
- (4) 関係機関との連携・調整
- (5) 保護者の理解と協力

5 いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

- (1) 校報や学年通信、メール、HPによる情報発信
- (2) 学年・学級PTAにおける説明と協議
- (3) 研修会・講演会等の実施
- (4) 学校運営協議会における学校評価の説明・協議
- (5) 泉中学校区を中心とした他校や地域の情報の活用